

# I 南九州市茶業振興会

開催日時	令和3年9月17日（金）13時30分～15時10分
開催場所	市役所 知覧庁舎本館2階 委員会室
市側出席者	市長，副市長，総務課長，茶業課長
主なテーマ	1 市長よりひとこと（茶業に対する思い） 2 知覧茶ブランド力の強化対策 3 指導体制について 4 価格低迷による収益性の悪化への対応について 5 その他
市長の発言要旨	
<p>本市は「農業のまち」で茶業が主要作物として本市の経済の柱ともなっている。「茶業に元気がなければ本市の活性化もあり得ない」と思っている。</p> <p>若い皆さんにお茶を飲んでもらうように、飲み方も含めて考えていかないといけない。南九州市茶業振興会の皆さんと一緒に、多くの方々にお茶を飲んでもらうような方法を考えていきたい。</p>	



## Ⅱ NPO法人わくわくプロジェクト

開催日時	令和3年10月17日（土）19時00分～20時30分
開催場所	アグリランドえい管理棟
市側出席者	市長，副市長，総務課長，都市計画課長 都市計画課公園管理係長
主なテーマ	1 アグリランドえいを魅力ある公園に再生するために 2 新たな魅力の創出のための活動アイデア情報発信について
市長の発言要旨	
皆さんにアグリランドえいを利用してもらって感謝しています。市もアグリランドえいの新しい活用を目指していますので，色々，意見を聞かせてもらった。今ある資源を活用して「賑わい」を創出していかねばと思っている。	



### Ⅲ 南九州市身体障害者協会

開催日時	令和3年10月21日（木）14時30分～15時46分
開催場所	知覧老人福祉センター
市側出席者	市長，副市長，教育長，新庁舎建設推進課長，長寿介護課長，保健体育課長，福祉課障害福祉係長（福祉課長代理），新庁舎建設推進課新庁舎建設推進係長
主なテーマ	(1) 新庁舎について (2) 市職員の協力等について (3) その他（各種スポーツ大会に伴う奨励金等の見直し等）
市長の発言要旨	
<p>○ 新庁舎について</p> <p>現在の庁舎にはエレベーターがないが、これは建設当時、そのような基準が無かったからだ。今は身体障害者へ配慮するような基準ができていますので新庁舎にはエレベーターはつく。スロープとかも含めてバリアフリーに対応した庁舎にしていきたい。</p> <p>○ その他（各種スポーツ大会に伴う奨励金等の見直し等）</p> <p>障害のある方にとっては、現行の奨励金では補助が少ないと思うので検討させていただきます。</p>	



## IV NPO法人颯娃おこそ会

開催日時	令和3年10月25日（月）18時00分～19時30分
開催場所	颯娃文化会館2階 研修室
出席者	市長，副市長，総務課長，企画課長兼ふるさと振興室長，商工観光課長，都市計画課長
主なテーマ	1 農業観光プロジェクト 2 乗り物プロジェクト 3 空き家再生プロジェクト 4 その他（地域の活性化について）
市長の発言要旨	
<p>○ <b>農業観光プロジェクト</b> 提案のあった体験プログラムや特産品の物販については，地方創生事業等をうまく活用すればいいものができると思う。</p> <p>○ <b>乗り物プロジェクト（指宿枕崎線について）</b> 鉄道は利用しなければ，廃れていきます。市としては，通学への利用などJRの方とも協議をしていきたい。</p> <p>○ <b>空き家再生プロジェクト</b> 市も空き家バンクをやっているが，売買物件だけでなく賃貸物件の登録を増やしたらどうかと思っています。例えば，「一月に2，3日，魚釣りをしたい」，「自然のある所でゆっくりしたい」という人もいると思っています。大家との交渉などはNPO法人などの力も借りないといけないのでNPO法人への支援も考えていきたい。</p> <p>○ <b>その他（地域の活性化について）</b> 地域の過疎化が進まないように色々な事業に取り組んでいますが，市役所の新庁舎建設もその一環だと思っている。本庁方式に移行することで合理化ができる。</p>	



## V 南九州はじめ会

開催日時	令和3年10月28日（木）18時00分～19時30分
開催場所	社会福祉法人更生会地域交流センターはやま（旧別府中学校）
出席者	市長，副市長，総務課長，企画課長兼ふるさと振興室長，商工観光課長
主なテーマ	1 北九州市との交流事業 2 未来貢献 3 所有者不明の土地（耕作放棄地）と市の未来
会の内容	
<p>○ 北九州市との交流について</p> <p>市役所同士も人事交流はしているが，新型コロナウイルス感染症が流行していたためイベントはできていない。感染状況が落ち着いたら交流を再開したいと思っている。</p> <p>○ 所有者不明の土地（耕作放棄地）について</p> <p>所有者不明の土地については，行政としても困っています。農地の再編のため，法務局に農地の名義人の全相続人の調査をお願いしたところ，一年以上かかるとのこと。</p>	

